

東京都受動喫煙防止条例

吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごせる街を実現するために都独自のルールをつくりました

条例の目的 — 受動喫煙の健康影響

他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる受動喫煙は、肺がんや乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされています。また、年間死亡者数は、約1万5千人、受動喫煙のある人は、ない人に比べ、肺がんリスクが約1.3倍になると言われています。こうした受動喫煙による健康影響を未然に防止することを目的としています。



配慮義務 — 皆様のご協力が必要です。

条例では以下のとおり配慮義務を定めています。

- ・ 喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
- ・ 施設の管理権原者やその他管理者は、施設内に喫煙場所を置く際は、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければなりません。



条例や受動喫煙防止対策に関するお問い合わせは相談窓口まで

もくもくゼロ

0570-069690

平日9時—17時45分

※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。



TOKYOは、止まらない。



受動喫煙防止対策推進シンボルマーク

健康ファースト大使 | 高橋尚子さん



Tokyo Metropolitan Ordinance to Prevent Exposure to Second-Hand Smoke

2019年7月1日～ 学校等の敷地内禁煙 No smoking on premises

受動喫煙による
健康影響が大きい

子供と患者を
守ります！



学校、医療機関、介護老人保健施設、児童福祉施設、行政機関などは**原則敷地内禁煙**です。
9月1日以降、保育所、幼稚園、小中学校、高校などは、**屋外を含めて禁煙**となります。

2019年9月1日～ 飲食店の店頭表示



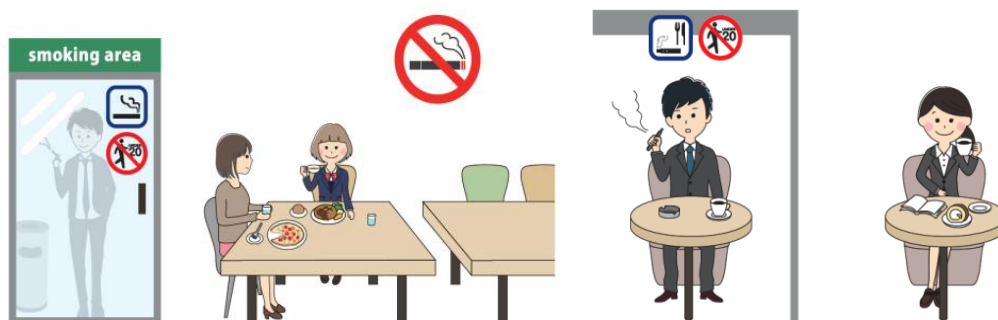
入店前に、喫煙場所の有無が一目でわかるように、飲食店の店頭に、**店内の喫煙状況を示す標識**を掲示することを義務付けています。

2020年4月1日～ 全面施行

原則屋内禁煙 — No smoking in the building (except in designated areas if any)

受動喫煙を
防ぎにくい立場である

従業員を
守ります！



飲食店や宿泊施設など、多数の人が利用する施設は**原則屋内禁煙**です。
従業員がいる場合、小さな飲食店も、喫煙室を設けなければ店内で喫煙をすることはできません。